

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準点検報告書

2019年10月1日現在

1. 機関概要

機関名: 学校法人ABK学館 ABK学館日本語学校
 所在地: 〒113-0021東京都文京区本駒込2-12-12 代表者名: 佃 吉一
 設置校URL: www.abk.ac.jp 校長名: 佃 吉一
 電話番号: 03-6912-0756
 E-Mail: info@abk.ac.jp 主任教員名: 亀山稔史
 設置者名: 学校法人ABK学館 教員数: 19人(うち専任9人)
 設置者種別: 学校法人 収容定員: 300人(2016年10月17日申請)
 法務省告示認定年月日: 2014年2月 在籍者数: 238人(留学ビザ210人)
 選定結果: 適正校

2. 名称の基準適合性〈告示基準第1条第1項第1号関係〉

学則	基準適合性
学校の名称として、告示されたものを正しく使用しているか。〈第1条第1項第1号〉	○

3. 学則の基準適合性〈告示基準第1条第1項第2号関係〉

学則	基準適合性	変更報告年月日
学則が基準に適合しているか。〈第1条第1項第2号〉	○	2016年10月17日

4. 設置代表者、校長、主任教員の基準適合性

〈告示基準第1条第1項第3号、第4号、第5号、第10号、第15号、第17号関係〉

設置代表者・校長・主任教員	基準適合性	変更報告年月日
設置代表者が基準に適合しているか。〈第1条第1項第3号、第4号、第5号〉	○	2013年4月26日
校長が基準に適合しているか。〈第1条第1項第10号、第17号〉	○	変更無し
主任教員が基準に適合しているか。〈第1条第1項第15号、第17号〉	○	変更無し

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準点検報告書

5. 教員等の基準適合性〈告示基準第1条第1項第11号、第12号、第13号、第14号、第17号関係〉

教員	基準適合性
教員が基準に適合しているか。〈第1条第1項第3号、第17号〉	○
教員及び専任教員数が基準に適合しているか。〈第1条第1項第11号、第12号〉	○
教員の1週間あたりの授業担当時間数が基準に適合しているか。〈第1条第1項第14号〉	○
事務局の事務を統括する職員が、欠格事由に該当していないか。〈第1条第1項第17号〉	○

専任・非常勤の別	在籍教員数	④420単位時間以上の養成研修修了者(学士以上の学位取得者に限る数)				⑤その他
		①日本語教員係る学位取得者数	②大学における日本語教員養成課程修了者数	③日本語教育能力検定試験合格者数	④420単位時間以上の養成研修修了者(学士以上の学位取得者に限る数)	
専任教員	9			7	2	
非常勤教員	10			9	1	
合計	19			16	3	

地方入国在留管理局への教員変更報告 済

〈告示基準第10号、第13号、第14号、第15号、第42号関係〉

最終教員変更届出日
2019年6月3日

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準点検報告書

6. 教育課程と生徒の定員等が基準に適合しているか。〈告示基準第1条第1項第6号、第7号、第8号、第9号関係〉

教育課程、生徒の定員等授業科目	基準適合性
教員課程は基準に適合しているか。〈第1条第1項第6号〉	○
生徒の定員と、同時に授業を受ける生徒数が基準に適合しているか。〈第1条第1項第7号、第8号、第9号〉	○

(2019年度)

設置コース	レベル別教育時間(単位時間)数						定員	在籍者数	就業期間の始期	変更報告年月日	コース修了時の日本語能力の達成目標		
	1単位時間	45分	初級	初中級	中級	中上級						上級	合計
日本語1年コース			400	140	320			860	60	60	4月	#####	中級前期
日本語1年3ヶ月コース			400	140	500			1040	40	7	1月	#####	中級後期
日本語1年6ヶ月コース			400	140	500	250		1290	80	69	10月	#####	中上級
日本語1年9ヶ月コース			400	140	500	250	180	1470	40	29	7月	#####	上級1
日本語2年コース			400	140	320	160	700	1720	80	45	4月	#####	上級S
									300	210			

7. 課程修了者の日本語能力習得状況〈告示基準第1条第1項第44号関係〉

課程修了者の日本語能力習得状況	基準適合性
入子等への進子者の数、入官法別表第1の1の表もしくは第1の2の表の上段の任用資格(外交、公用および技能実習を除く)への変更を許可されたものの数、CEFRのA2相当以上のレベルのもの数及びこれらの数の合計について、地方入国管在留管理局に報告しているか。	令和元年10月1日以降で該当する日に報告
上記のそれぞれについて数及び合計について、公表をしているか。	令和元年10月1日以降で該当する日に公表
上記の合計について、当該年度の課程修了の認定を受けた者の7割を下回る場合に、各地方出入国管理局に報告しているか。	令和元年10月2日以降で該当する場合はあれば報告
公表方法	
HP	www.abk.ac.jp

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準点検報告書

8. 点検・評価〈告示基準第1条第1項第18号関係〉

点検・評価	基準適合性
教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行っているか。〈第1条第1項第18号〉	○

自己点検・評価	実施年月	点検・評価結果の公表方法
	2019年10月	www.abk.ac.jp

9. 生活指導〈告示基準第1条第1項第16号、第17号関係〉

生活指導	基準適合性
生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員または事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えているか。〈第1条第1項第16号〉	○
全ての生活指導担当者が、欠格事由に該当していないか。〈第1条第1項第17号〉	○

	本務	兼務
生活指導担当者の数	2	8
進路指導担当者の数	2	8

10. 施設、設備〈告示基準第1条第1項第19号～29号関係〉

施設・設備〈校地・校舎、教室等〉	基準適合性	変更報告年月日
施設・設備が告示基準に適合しているか。〈第1条第1項第19号～29号〉	○	2013年4月26日

11. 健康診断〈告示基準第1条第1項第30号関係〉

健康診断	基準適合性
入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後1年毎に健康診断を行っているか。〈第1条第1項第30号〉	○

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準点検報告書

12. 入学者の募集・選考〈告示基準第1条第1項第31号～第34条〉

入学者の募集	基準適合性	情報提供方法
入学者の募集にあたり、入学希望者に対し、告示基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により、正確かつ確実にしているか。〈第1条第1項第31号〉	○	ホームページにより提供
入学者の選考	基準適合性	確認・把握方法
入学者の選考にあたり、入学希望者が日本語教育を受けるものとして適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。〈第1条第1項第32号〉	○	スカイプなどによる面接並びに経費支弁者の在職確認などを電話にて行う。
入学者の選考にあたり、入学希望者が仲介者等に支払いまたは支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握していること。〈第1条第1項第33号〉	○	各機関に調査票に回答をしてもらい把握。適宜、受入学生にも確認。
不適切な仲介業者が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこととしているか。〈第1条第1項第34号〉	○	

13. 在籍管理〈告示基準第1条第1項第36号～第40号〉

在籍管理	基準適合性
1ヶ月の出席率が8割を下回った生徒については、1ヶ月の出席率が8割以上になるまでの改善のための指導を行っているか〈第1条第1項第37号〉	○
生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。〈第1条第1項第40号〉	○
資格外活動の許可を受けいている生徒に対して、当該許可にかかる活動を行う本邦の公私の機関の名称の提出を求めているか。〈第1条第1項40号〉	○

14. 禁止行為〈告示基準第1条第1項第41号関係〉

入学者の基準	基準適合性
職業安定法上の許可を受けいている場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関からあつせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させていないか。〈第1条第1項第41号〉	○

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準点検報告書

15. 地方出入国在留管理局への報告〈告示基準第1条第1項第38号、第39号、第42号、第43号、第46号関係〉

地方出入国在留管理局への報告	基準適合性				
	第38号	第39号	第42号	第43号	第46号
告示基準に基づく地方出入国在留管理局への報告を適切に行っているか。	○	○	○	○	○

16. 記録等の保存〈告示基準第1条第1項第31号、第33号、第35号～第37号、第40号、第45号関係〉

地方出入国在留管理局への報告	基準適合性						
	第31号	第33号	第35号	第36号	第37号	第40号	第45号
告示基準に基づき、記録、届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか。	○	○	○	○	○	○	○

17. 地方出入国在留管理局への記録等の提示〈告示基準第1条第1項第47号関係〉

記録等の提示	基準適合性
地方入国在留管理局の求めがあったときは、第31号、第33号若しくは第35号から第37号までに規定する記録、第40号に規定する届出のあった内容又は第45号に規定する資料を地方出入国管理局に提示しているか。〈第1条第1項第47号〉	○

18. 運営体制〈告示基準第1条第1項第48号〉

運営体制	基準適合性
日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有しているか。〈第1条第1項第48号〉	○

点検結果は上記の通りで間違いありません。

2019年10月1日

機関名 学校法人ABK学館 ABK学館日本語学校

設置代表者名 理事長 佃 吉一